

農業ひろさき広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業ひろさき（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、弘前市有料広告取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、毎号の最終ページの中で弘前市農業委員会会長（以下「会長」という。）が指定した位置とする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、別表1のとおりとする。

- 2 広報紙に掲載する広告スペースは、1回の発行につき第1号広告換算で最大3枠分とする。なお、第2号広告及び第3号広告はそれぞれ第1号広告換算の2枠分とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

(募集の方法)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、募集する広告の掲載位置、枠数、募集期間等の必要事項を広報紙、市ホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、農業ひろさき広告掲載申込書（様式第1号）に広告掲載希望者の概要のわかる資料及び掲載しようとする広告の案（写真、図表等を含む。電子データ可）を添えて、広告掲載希望号発行の原則50日前まで会長に提出するものとする。

- 2 申込みは広告掲載号ごととするが、複数号への申込みは認めるものとする。ただし、年度を超える申し込みをすることができない。

(広告の決定及び通知)

第6条 会長は、広告掲載希望者から前条の規定による申し込みがあったときは、必要事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定しなければならない。

- 2 広告掲載希望者の希望する広告が第3条に定める広告スペースを超えたときは、次の各号に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 市内に主たる事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げる以外のもの

- 3 前項の規定によっても順位が決定できないときは、抽選によりこれを決定する。

- 4 広告掲載希望者の選定結果は、広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

5 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、会長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿等を提出しなければならない。この場合において、版下原稿等の作成経費は、広告主負担とする。

（広告主の責任）

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

（広告掲載の取り止め）

第8条 広告掲載希望者の都合により、広報紙への広告掲載を取り止める場合は、農業ひろさき広告掲載取り止め申出書（様式第4号）により、広告掲載希望号発行の30日前までに会長に申し出なければならない。

（市ホームページでの取り扱い）

第9条 市がインターネットに公開しているホームページ上に掲載する農業ひろさきには、広告を掲載しないものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

（実施期日）

この要領は、平成24年7月6日から実施する。

この要領は、平成25年1月31日から実施し、農業ひろさき平成25年4月1日号から適用する。

別表1（第3条関係）

| 区 分 | 規格（縦×横） | 1回の掲載料（円） |
|-----|--------------|-----------|
| 第1号 | 45mm×84mm以内 | 8,000 |
| 第2号 | 90mm×84mm以内 | 16,000 |
| 第3号 | 42mm×180mm以内 | 16,000 |

*全ページ白黒

（消費税及び地方消費税を含む。）